



令和6年4月1日から新型コロナウイルス感染症の特別体制が、通常の体制に移行されます

国の方針により、令和6年4月1日から新型コロナウイルス感染症の特別体制が、通常の体制に移行されます。それに伴い、東京都の施策も変更になります。

そのため、今回の変更で皆様に直接関係する変更点をご紹介します。

1. コロナ治療薬や入院医療に対する公費負担が終了します

- 他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた負担になります。
- 高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません。

2. 外来対応医療機関の指定・公表が終了します

- 当院は、継続して発熱外来を行います。
- 詳細は、ホームページ等の「発熱外来のご案内」をご覧ください。
※日曜・祝日の予約受付は、対応致しかねます。

3. 東京都新型コロナ相談センターの運用が終了します

- 医療機関の案内や救急の相談等については、他の疾病と同様に、
 - 1) 医療機関案内サービス「ひまわり」(03-5272-0303)
 - 2) 東京消防庁救急相談センター (#7119)
 - 3) 子供の健康相談室 (#8000)等が対応します。

当院では土曜日も終日外来診療を行っております。ご利用ください。

令和6年4月1日から新型コロナウイルス感染症の特別体制が、通常の体制に移行されます

4. 都立病院のコロナ後遺症相談窓口が終了します
 - ・コロナ後遺症に対応する医療機関は、引き続き東京都保健医療局のホームページで公表されます。
5. ワクチンの全額公費負担や都のワクチン大規模接種会場が終了します
 - ・令和6年4月1日以降は、**65歳以上の方及び60～64歳で対象となる方（※）**には、新型コロナウイルスの重症化予防を目的として、**秋冬に自治体による定期接種が行われ費用は原則有料**となります。
（費用などの詳細は、まだ決まっていません）
 - ・**定期接種以外で接種をご希望の方**には、任意接種として、**自費で接種**していただくことになります。

（※）60～64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫の機能に障害があり、日常生活がほとんど不可能な方。

4月休診のご案内

診療科	医師名	休診日
整形外科 リウマチ科	河路 秀巳	20日(土)
歯科	菅森 泰隆	8日(月)

